

## ○会津美里町週休2日制工事実施要綱

令和6年4月1日訓令第12号

### 会津美里町週休2日制工事実施要綱

#### (趣旨)

**第1条** この要綱は、将来にわたり社会资本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な扱い手の確保及び育成を図るため、受注者の労働環境の改善の取組として実施する週休2日制工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、土日にかかわらず4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 着工日から竣工日までの期間（年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。）をいう。
- (3) 着工日 着工届を受理した日をいう。
- (4) 竣工日 完成届を受理した日をいう。
- (5) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (6) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の閉所日を含む。）の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (7) 受注者希望型 週休2日の実施について、受注者が監督員と協議した上で取組む方式をいう。

#### (対象工事)

**第3条** 対象とする工事は、次の各号のいずれかに該当する工事を除く設計金額が130万円を超える土木一式工事で、受注者が希望し発注者が認める工事とする。ただし、土木一式工事以外の建設工事において、町長が週休2日制工事の推進が必要と認める工事は、本要綱の対象工事とする。

- (1) 工期が1ヶ月未満の工事
  - (2) 設計書を要しない簡易な工事
  - (3) 災害復旧工事又は供用時期の制約等がある工事
  - (4) 社会的要請などの理由から週休2日制工事の実施が困難と認められる工事
- (週休2日制工事)

**第4条** 週休2日制工事とは、次項に定める対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態とする。

- 2 対象期間は、着工日から竣工日までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる期間を除く。
  - (1) 年末年始休暇7日間
  - (2) 夏季休暇4日間
  - (3) 工場製作のみを実施している期間
  - (4) 工事全体を一時中止している期間
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、発注者があらかじめ対象外とする期間
- 3 現場閉所とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場

事務所が閉所された状態とする。ただし、巡回パトロール又は保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。

4 現場閉所の評価は、次の各号に定める現場閉所率（対象期間内の現場閉所日数の割合）によるものとする。この場合において、降雨又は降雪等の自然的な事象により計画外の現場閉所とする場合、現場閉所する日の前日までに監督員へ報告したときは、現場閉所日数に含めることができるるものとする。

- (1) 現場閉所率4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8日／28日）以上の場合
- (2) 現場閉所率4週7休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合が、25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合
- (3) 現場閉所率4週6休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合が、21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

（発注方式）

**第5条** 週休2日制工事の発注方式は、受注者希望方式とし、受注者の希望により週休2日による施工を実施することができるものとする。

（実施の協議）

**第6条** 受注者は、週休2日制工事を実施するときは、着工日の2日前までに、週休2日制工事の実施に係る協議書（様式第1号）により、計画する現場閉所率を示した上で、発注者に協議するものとする。

- 2 発注者は、前項の協議があったときは、その諾否を着工日の前日までに、週休2日制工事に係る承諾書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 協議承諾された計画の現場閉所率は、受注者の責によらない場合を除き、変更は認めないものとする。
- 4 受注者は、発注者から承諾のあった週休2日制工事を円滑かつ適切に実施するものとする。  
（週休2日制工事の実施）

**第7条** 受注者は、週休2日制工事を実施するに当たり、施工計画書に休日取得計画書及び実施書（様式第3号。以下「休日取得計画書及び実施書」という。）を添付し、現場閉所の計画を監督員に報告するものとする。また、現場閉所の計画を変更する場合は、変更する現場閉所日までに監督員へ報告するものとする。

- 2 受注者は、公衆の見易い場所に週休2日制工事である旨が分かるよう次に掲げる事項を明示するものとする。この場合において、明示する表示物の大きさは、日本産業規格のA3判以上とする。
  - (1) 本工事が週休2日制工事であること。
  - (2) 発注者名
  - (3) 受注者名
  - (4) 上記以外に週休2日制工事の実施により受注者の労働環境の改善の推進につながると認められること。
- 3 受注者は、現場閉所の計画を変更する場合は、変更する現場閉所日までに監督員に報告するものとする。
- 4 受注者は、週休2日制工事を実施する場合において、天候不良その他の不測の事態によりやむを得ず予定している休日に作業を行う必要が発生したときは、作業を行う日の前後6日以内に振り替えることができるものとする。

5 監督員は、緊急を要する工事その他やむを得ない場合を除き、休日の前日等において、休日中の作業が発生するおそれのある指示を行ってはならない。

(履行実績の確認)

**第8条** 受注者は、週休2日制工事における月ごとの実施状況について、休日取得計画書及び実施書を会津美里町工事請負契約約款（平成17年会津美里町告示第154号）第11条に規定する履行報告の際に提出し監督員に報告するものとする。この場合において、監督員から作業日報、出勤簿等の提示を求められたときは、提示しなければならない。

2 受注者は、週休2日制工事の対象期間における履行実績について記載した休日取得計画書及び実施書を竣工日までに提出するものとする。

3 監督員は、第1項の規定により受注者から提出された週休2日制工事の実施状況により、休日が適切に取得されているかどうかについて確認するとともに、受注者に対し週休2日制工事の適正な実施の確保に必要な事項等を説明しなければならない。

(発注者の配慮)

**第9条** 発注者は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるよう次に掲げる事項に配慮するものとする。

(1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等は行わない。

(2) 受注者からの協議等には速やかに対応する。この場合において、全体工程に影響を与える工事立会又は協議等は、ワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮するとともに、工程（工期）の変更等にも柔軟に対応するものとする。

(3) 適切な工期の設定に努めるものとする。この場合において、次に掲げる受注者の責によらない理由により工期の変更が必要となる場合は、発注者と受注者による協議により、適切な工期の変更を行うものとする。

ア 工程上の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(経費の補正)

**第10条** 経費の補正是、現場閉所の履行実績に応じ、別表の経費のそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、工場製作に要する費用、見積により機労材一式の施工単価については、補正の対象としない。

2 市場単価は、別に定める補正係数を乗じて補正を行うものとする。

3 見積徴取時には、補正が重複しないよう留意するものとする。

(補正の方法)

**第11条** 当初設計時における週休2日制工事における経費の補正是、当初設計時に4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、4週8休に満たない場合は、履行状況に応じて、経費の補正を設計変更により計上するものとする。

(発注手続)

**第12条** 週休2日制工事の対象である工事を発注する場合は、発注者は、週休2日制工事の対象であることをあらかじめ入札公告等で明示するものとする。

(調査等への協力)

**第13条** 受注者は、週休2日制工事の効果や課題を整理するとともに、週休2日制工事の完了後は、発注者が実施するアンケート調査等に協力するものとする。

(実施証明書)

**第14条** 週休2日制工事を実施し、証明書の発行を希望する受注者は、竣工検査に合格後、「週休2日制工事実施証明書」発行申請書（様式第4号）に必要事項を記入し、発注者へ申請するものとする。

2 発注者は、受注者が週休2日制工事を実施したことを認めた場合、週休2日制工事実施証明書（様式第5号）により週休2日制工事の実施を証明するものとする。

（遵守事項）

**第15条** 発注者は、週休2日制工事を円滑かつ適正に実施するため、工期に関する基準（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）その他関係法令又は通達等を遵守しなければならない。

（その他）

**第16条** この訓令の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

**別表**（第10条関係）

現場閉所率	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.06
4週7休以上4週8休未満	1.03	1.03	1.03	1.04
4週6休以上4週7休未満	1.01	1.01	1.02	1.03
4週6休未満	補正なし			

注 上記の経費の補正は、週休2日制工事の実施に係る協議書で選択した目標とする現場閉所率によらず、現場閉所の実績により補正する。

様式第1号 (第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

## 週休2日制工事の実施に係る協議書

年　月　日

会津美里町長

住　　所  
商号又は名称  
代表者の氏名

会津美里町週休2日制工事実施要綱第6条の規定に基づき、下記工事の週休2日制の実施について希望したく協議します。

記

工事番号・工事名			
工事箇所			
契約年月日	年　月　日		
請負額	¥		
工期	着手	年　月　日	
	完成	年　月　日	
計画する現場閉所率 ※1~3のいずれかを選択	1. 4週8休(週休2日) 2. 4週7休 3. 4週6休		

様式第2号 (第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

## 週休2日制工事の実施に係る承諾書

年　月　日

(受注者名) 様

会津美里町長

年　月　日付けで協議のあった下記工事の週休2日制の実施について、承諾します。

記

工事番号・工事名			
工事箇所			
契約年月日	年　月　日		
請負額	¥		
工期	着手	年　月　日	
	完成	年　月　日	
承諾する現場閉所率 ※1~3のいずれかを選択	1. 4週8休(週休2日) 2. 4週7休 3. 4週6休		

様式第3号 (第7条関係)  
様式第3号 (第7条関係)

### 休日取得計画書及び実施書

提出・報告日：令和 年 月 日

工事番号・ 工事名			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
受注者			

年 月 (閉所日数)		日、対象日数	日、閉所率 (%)	
日	曜日	休日取得計画	休日取得実施	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

注1 休日取得計画及び休日取得実施欄には、休日取得（計画・実施）日に「○」を記入すること。

注2 備考には、工事着手日、休日振替日又は対象外の期間などを記入すること。

様式第4号（第14条関係）

様式第4号（第14条関係）

年　月　日

## 「週休2日制工事実施証明書」発行申請書

会津美里町長

住　　所  
商号又は名称  
代表者の氏名

下記工事について、証明書の発行を申請します。

記

工事番号・工事名			
工事箇所			
発注種別			
契約年月日	年　月　日		
工期	着手	年　月　日	
	完成	年　月　日	
竣工検査	年　月　日		
発行を希望する証明書	<p>週休2日制工事実施証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 4週8休達成の工事</p> <p><input type="checkbox"/> 4週7休達成の工事</p> <p><input type="checkbox"/> 4週6休達成の工事</p>		

様式第5号（第14条関係）  
様式第5号（第14条関係）

年　月　日

## 週休2日制工事実施証明書

（受注者名）様

会津美里町長

下記工事について、週休2日制工事の実施を証明します。

記

工事番号・工事名			
工事箇所			
発注種別			
契約年月日	年　月　日		
工期	着手	年　月　日	
	完成	年　月　日	
竣工検査	年　月　日		
達成区分	<input type="checkbox"/> 4週8休を達成した。 <input type="checkbox"/> 4週7休を達成した。 <input type="checkbox"/> 4週6休を達成した。		